

食鳥検査だより

公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会

NO.37



『米子城本丸石垣』(西側からのビュー) (撮影:(一財)米子市文化財団 米子市文化ホール 館長 岡 雄一 氏)

巻頭のことば

HACCPに沿った衛生管理の制度化が令和3年6月1日に完全施行となってから1年が経過しました。各自治体の行う食鳥検査員によるHACCP外部検証も恐らく軌道に乗って動き出していると思われま

す。食鳥指定検査機関として日々、疾病確認と排除の現場にいる身ではありますが、この1年間で食鳥処理場の何がどう変わって、衛生管理状態がどのように向上しているのか、いないのか。実感として捉えられないのは自分たちだけなのでしょう。疑問が沸いてきます。HACCP外部検証に係る食鳥検査員は原則として指定検査機関の検査員は含まれないのであるから、自らが検証作業を行っていないので、仕方が無いのかもしれませんが。

それでも、コロナ渦以前は、定期的に衛生・農林両部局の担当者と情報交換を行う機会を設けて、それぞれの分野での現状・課題等を少なからず共有することができていました。それが、この2年間は全くと言っていいほど途絶えてしまいました。対面で集まることの困難さに加えて、自治体職員がコロナ対策や家畜伝染病対策に殆どかかりきりになり、共有時間が持たなくなりました。それが一番の原因のように思われます。勿論、時

間的余裕があればリモートで話し合うこともできなくはありませんが、生き物相手の仕事をしている我々からすると、画面越しに行う会話だけでは臨場感が無く、現場の状況が今一つ響きません。こんなことを言うと、今時の仕事の仕方改革に沿わないと言われるかもしれません。

そこで、我々検査員(獣医師)の仕事内容を改めて振り返ってみました。検査員が必ず鶏を前にして行う生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査。全て視診・触診を基本とする食鳥検査の何とアナログなことか。医学の世界ではリモート診療、遠隔操作によるロボット手術等が日常的になりつつあると感じます。場内に多数のカメラを設置し、それから得られる処理場内の管理状況、食鳥肉の衛生状態をAIに判別させ、最終判断はモニター室(検査員室)の検査員が判定する。何ていうのは如何でしょうか。獣医師不足が叫ばれる中で、そのような時代が来るのも近いかもしれないと思いつつも、それが本当に消費者の安全・安心に繋がるのか、期待と不安が交錯する昨今です。

アニマルウェルフェアをめぐる最近の動向

公益財団法人食鳥肉衛生協会 理事長 高島 一 昭

はじめに

アニマルウェルフェア(Animal welfare : AW)は、動物福祉と訳されるが、動物愛護とは異なる言葉である。近年、様々なメディアで、AWに関する特集が組まれるほど多くの関心を集めている。人と動物の関係は、時代と共に変化し、自然の一部であった野生動物を人類は、食用として、交通や農作業、狩猟などを担う使役動物などとして、いわば人類が生きていくために家畜化してきた。所説あるが、犬の家畜化は約2万年前に始まり、猫、羊、山羊、牛、豚、鶏、ウサギなどがその後家畜化されたと言われている。言うまでもなく、これら家畜は貴重な財産であり、家畜は日本でも人と同じ母屋で生活するなど非常に大切に扱われてきた。近代になると分業化が始まり、牛や鶏などの家畜は家庭からいなくなり、畜産農家がその任を担っていく。

1822年に英国でマーチン法「家畜の虐待および不当な取り扱いを防止する法律」が生まれたが、その背景として、近代化とともに家畜の苦難が始まったことを意味する。そして、人類が生きるために飼っていた家畜は、様々な目的に進化していく。すなわち、動物園などの展示動物、我々の健康を守る実験動物、俗にいうペットと呼ばれる伴侶動物という新しいジャンルの家畜の登場である。

ご存知であろうが、ノーベル医学生理学賞の約95%は動物実験の研究成果である。恐ろしいほどさまざまな数のマウスやラットなどの実験動物たちの犠牲のもと、我々の健康が保たれているのである。そして、犬猫の殺処分、ブリーダー、ペットショップ、産業動物、実験動物、養殖など

の諸問題が世界的な関心事になっている。動物の福祉の問題は、社会問題であり、特に畜産業の根幹を揺さぶる事柄だと私はとらえている。本稿では、動物に対する様々な価値観の紹介と、鶏に限らず、飼養動物の福祉と愛護、動物と人の関わり合いについて少し考えてみたい。

アニマルウェルフェア(AW)とは

AWに関する世界的な概念として、表1に示す「5つの自由」(Five freedoms)がある。この自由は、家庭はもとより動物園や動物愛護施設、ペットショップ、畜産業などで人間に飼養されているすべての動物(犬、猫、馬、牛、豚、鳥など)が対象になる。AWを満たすとは、個人や団体、企業など、動物を飼養するすべての人は、飼養している動物に対し、①飢えと渇きからの自由 ②不快からの自由 ③痛み、障害、疾病からの自由 ④恐怖や苦悩からの自由 ⑤正常な行動を表現する自由 の5つの自由を担保し実践しなければならないということである。人に飼われているすべての動物達は、最期までAWすなわち生活の質(Quality of life : QOL)を維持することが必須となる。

このAWを実践しない飼い主(個人・団体・企業など)は、理由を問わず動物虐待をしているということになり処罰の対象となる。この考えは英国で1960年代にすでに提唱されており、獣医師などの専門家で構成されている世界獣医学協会(WVA)や国際獣疫事務局(IOE)も考え方を同じくしている。約60年前にできた動物福祉の基本なので、先進国では一般人にも知れ渡る常識になっている。

AWは、例えるなら児童福祉法の考え方に近く、親の考え方、都合に関係なく、子どもがどう扱われたかという観点で判断されるもので、親がどんな理由をつけようが、児童虐待は許されない。「親」を「飼い主」に、「子ども」を「動物」に置き換えればよく理解できる。ただ、日本では世界的なAWの概念が一般化しているとは言いがたく、獣医師の話をするれば、数年前にようやく「動物福祉論」が獣医師国家試験の必須科目になったばかりで、福祉学の授業を受けた若い獣医師はこの概念に対する知識を有しているが、ある年齢以上の獣医師では全くのこの知識がないということもあり得る。

この「5つの自由」を担保するように動物を飼養すればいいと思うかもしれないが、老化のため立てなくなったり、治療に反応しない不治の病に罹患した場合などには、5つの自由が担保できない状況が生じる。その場合には、動物の苦痛の除去、動物福祉の観点から安楽死を積極的に行うべきだという考えでもある。

動物が生きていれば福祉が保たれている、動物を殺していないから動物福祉を担保しているということには、全くならないということを理解すべきである。もちろん、動物の安楽死の方法も世界的な基準があることは言うまでもない。ただし、安楽死に関しては日本では、「可哀そう」という感情が先に立ち安楽死に否定的な考えを持つ方のほうが圧倒的多数であると思われる。

表1 動物の福祉の世界的な基準

動物福祉	
5つの自由 Five freedoms すべての飼養動物に適用	
> 飢えと渇きからの自由 Freedom from hunger or thirst	⇒健康を維持できるための新鮮な水および食事の提供
> 不快からの自由 Freedom from discomfort	⇒適切な飼養環境（温度、湿度、照度、衛生的等）の提供、狭い場所、雨風騒音日差し。
> 痛み、障害、疾病からの自由 Freedom from pain, injury or disease	⇒病気の予防のための健康管理、迅速な診断と治療の提供
> 恐怖や苦悩からの自由 Freedom from fear and distress	⇒精神的な恐怖などを感じさせない状況および取扱
> 正常な行動を表現する自由 Freedom to express normal behavior	⇒本能・習性に添った行動ができるような十分な空間、飼育形態、仲間

英法1964、EU1986、国際獣事規則 (OIE2004)、世界獣医師協会 (WVA) など

動物の権利

動物の権利(Animal rights)は、人権と同等であり、動物にも人と同様の生きる権利を有しているという考え方である。この考え方は、動物の虐待を認めず、動物からの一切の搾取を否定しており、動物を食べる、伴侶動物として動物を飼養する、動物を実験に供する、展示する、動物を殺すなど、動物のすべての利用に反対をする。

前述したように、AWとは5つの自由で代表されるように動物に苦痛を与えないという考え方であるので、動物の権利の考え方とそこまでは共通している。しかし、AWを尊重する考え方では、動物の飼養や動物を殺処分して食用に供すること、卵や乳製品などを食することまでを否定していない。すなわち、動物の利用を許容しているのである。

一方、動物の権利の考え方は、人が動物を利用すること自体を否定しており、一切の動物の利用を認めていない。その点で、非常に大きな違いがある。したがって、動物の権利の考え方の人は、食生活においても動植物に配慮した食事を摂っている。具体的には、肉(魚)を食べない野菜食のベジタリアンや、卵や乳製品も摂らないヴィーカンといわれる完全菜食主義者、フルータリアンといわれる動物だけでなく植物の命にかかわるものも食わず、果実や種子などのみを食べる習慣を有している。

実際、動物が殺されるさまを見ると、どんな理由をつけようが多くの方が可哀そうという感情が湧いてくると思われるため、ある意味、動物の権利の考え方はごく自然なのかもしれない。ライオンがシマウマを狩る動画を見れば、多くの方がシマウマを応援してしまう。逃げろ逃げきれ！とシマウマを応援する一方で、何日も食にありつけず、腹をすかしてガリガリになって今にも死にそうな子ライオンに焦点をあてた動画をみれば、シマウマには申し訳ないが、お母さんライオンを応援してしまう。子ライオンが肉を食べるさまをみると

ホッとする人も多いのではないかと思います。このように、我々がどう思おうが、生物が他の生物を殺して食べるという行為もまたごく当然な自然の摂理である。

なお、食事の嗜好に関しては、動物に関する考え方とは全く関係なく、ダイエットやファッションの一環として取り入れている方もいることを付け加えておく。

動物愛護

AWと動物愛護は、同義語であると思っている人もいるかもしれないが、AWは前述したように、動物が主体とした考え方である。一方、動物愛護の主体は人であり、その人の動物に対する考え方は、国、人種、個人、経験、宗教などで全く異なる。犬猫などの伴侶動物はよく家族にたとえられるが、犬猫が病気になった場合にも我が子と同じような治療をしたい、最後まで治療をやり抜く、安楽死などは決して行わないというのは当然の感情、愛護感である。しかしながら、どんな手を尽くしても動物の苦痛が長く続くのあれば、それは明らかに5つの自由に反しており、動物の福祉は担保されていないことになる。AWを最優先に考えるのであれば、結果的に動物の痛みを放置している飼い主は虐待者というとらえ方が生まれる。AWと動物愛護が乖離するのである。

ちなみに、欧米の獣医師であれば、そのような状態に動物がおかれると迷わず安楽死処置を行うであろうし、AWを担保するために速やかに安楽死を行わなくてはならないと当然のように考えるであろう。欧米では、飼い主がどう思うかという動物愛護意識ではなくAWに重きを置いた「動物福祉法」が制定されており、治療をしてもAWが担保できなければ安楽死処置を行うのは当然のこととして一般の方にも受け入れられていることが日本と大きく異なっている。

犬猫を取り巻く環境

先の動物の愛護及び管理に関する法律(動愛法)の改正により、「飼育」という言葉から、「飼養」という言葉に変わった。これを受けて動物関係の分野では、「飼育」から「飼養」に言葉の入れ替えが進んできている。

犬猫の飼養頭数は、1980年代の第一次ペットブームに飛躍的に増加し、2008年に飼養頭数のピークを迎えた。その後は、少子高齢化、日本経済の衰退化と共に飼養頭数はその後、減少に転じている。2017年に犬猫の飼養頭数は逆転し、今の日本は、犬よりも猫が多く飼養されている。ちなみに、2003年に犬猫の飼養頭数は人の子供の数を上回っており、今の日本は、子どもより犬猫が多い国である。

「殺処分0」という言葉をご存知だろうか？。市民の関心も高く、犬猫の殺処分0を掲げる首長も少なくない。環境省の統計によると、保健所内での犬猫の殺処分数は、1974年に122万1千頭であったものが、2020年度には2万4千頭に減少している。約50年間で殺処分数が、2%弱になっており、この間の犬猫の飼養頭数の増加を考えればかなりの減少率であり、このように急激な殺処分数の減少を来した国は世界的にも非常にまれであると言われている。

ドイツは殺処分数が0ということを目にしたことがある方もおられるかもしれないが、全くの誤報である。実際にはAWに基づいて安楽死処置されている。繰り返すが、欧米ではAWを担保しないことが虐待であり、その虐待を放置すること自体が悪であり、AWを担保する最終的な手段として安楽死がある。したがって、適切な安楽死処置はAWにかなっているため、広く許容されている。

一方、日本では、安楽死処置自体を悪ととらえる風潮にある。欧米と日本は文化的な背景が異なるが、日本でもAWが担保できているかどうかということに重きを置いた動物福祉(愛護)活動が必要であろう。

また、犬猫を劣悪な状況で飼育している飼主やブリーダー、子犬を工場生産のようにどんどん生ませるパピーミル(子犬工場)、ペットショップ問題など繁殖、販売、飼養に関することは常に高い関心を集めている。すでに、数十年前からイギリスでは犬猫の衝動買いを防ぐ目的でペットショップでの犬猫の売買は禁止されており、フランスでも2024年から禁止になる。国内でも動愛法の改正のたびに、ブリーダーなどに対する規制が強まっている。動物の福祉を守るために、今後もより厳しい方向へ向かっていくであろうし、法律に反した悪質な事業者や飼い主などは積極的に摘発されるべきである。AWに対応した個人や企業、団体のみが動物を飼うべきであろう。

一方で、ペットショップなどに対して、極端な意見も耳にする。例えば、犬猫は生き物なのにペットショップはお金で命を取引しているからけしからんという意見である。正論に聞こえる人もいるかもしれないが、本当にそうなのか。ちょっと考えてみてもらいたい。我々は、自分の命さえもお金で買っていないだろうか？ 言い方を変えると私たちの健康(生命)を維持するために、医療費という名のお金をどれだけ支払っているかを考えてもらいたい。そして命の源である食料。肉や魚、卵など、すべてをお金で買っている。我々は、動物の命そのものをスーパーで普通に売買していることに気づかなければならない。

私はヴィーカンだから動物の命を買っていないという人もいるかもしれないが、生まれてこのかた一切の医療を受けずに育った人はいない。莫大なお金をかけた動物実験で得られた有効性と安全性の元に医療は成り立っているため、動物を食べないから動物を殺していない、命を買っていないということには全くなならない。すべての人が、命をお金で買って生きていることを忘れてはならない。動物たちが病気になった場合でも、動物病院での治療ももちろん有料である。

このように、犬猫の売買をしている個人や企業など一部の職種のみを吊るしあげるのは大きな矛盾を抱えており、法治国家である日本において、

法令順守している人や団体、企業を責め立てるのは悪質なじめであり差別であり、憲法の定める基本的人権や職業選択の自由さえも侵す卑劣な行為ではないかと考える。AWを動物たちに実践していない虐待者は積極的に摘発し、AWを実践している者は、その形にこだわらず、個人でも、団体でも企業でもしっかりとその存在を認めることが社会の秩序を保つことになると考える。

そして、あなたの近所にこそ、動物虐待が行われている現場があるかもしれない。犬猫の病気の予防、治療をしない、つなぎっぱなし、小型犬(子犬)なのに外で飼っている、去勢不妊手術をせずに多頭飼いしている場合など、それらを行っている飼い主は、AWに反しており、動物虐待者だといえる。動物愛護家や動物愛護施設と謳っているところでも、動物虐待で頻繁に摘発されている。いくら崇高な思いがあっても自分が出来る範囲を超えた犬猫を受け入れた時点で動物虐待者に成り下がってしまう。思考停止にならず、業種や団体名に目を取られるのではなく、しっかりとAWに添って飼っているかということで判断をすべきである。

産業動物を取り巻く環境

産業動物においてもAWの基本、「5つの自由」の担保が必須であることはいうまでもない。産業動物においては、粗放畜産から集約(工業的)畜産への移行に伴い動物たちの環境が悪化してしまった。効率化を求め、動物の生理機能の限界を超えた生産性の追求に伴う生産病の発生、単位面積当たりの頭羽数を高めた過密飼育、麻酔などをかけずに行う除角、去勢、断尾などの悪しき経営慣習、個々の家畜を無視した群管理など様々な問題が蓄積している。具体的にいえば、高泌乳牛の生産病、肉用牛のビタミンA欠乏症、過剰排卵処置、受精卵移植による虚弱牛、豚の妊娠ストール、採卵鶏のバタリーケージ飼育、嘴のトリミング(デビーク)、ブロイラー鶏の過密飼育などである。

これら産業動物においても、世界的にAWが重んじられており、AWの先進国である英国では牛のストールはもちろんのこと、ひもでつないで飼うことも禁止されている。これらAWに違反すれば飼主は刑に服し、二度と家畜を飼えない処分が下されることもある。強制的な廃業である。また、EUでは鶏のバタリーケージ飼育が2012年にすでに禁止されており、鶏の飼育はこの10年で、エンリッチドケージやフリーレンジ、平飼いなどになっている。また、雌豚の妊娠ストールも2013年に廃止になっている。2021年には、EU議会において2027年までに牛や豚、鶏やアヒルなどの家畜のケージ飼育の禁止を段階的に導入することが可決された。この可決は畜産業においてもかなりの衝撃を与えており、EUではケージフリーの時代がもうじき到来する。その時に、日本がこのままでいいはずがなく、必ずAWへの対応が求められることは言うまでもない。AWに配慮した飼育を行うと、各種疾病の発生率も軽減することは言うまでもない。効率かAWかという二者選択的な発想ではなく、利益を確保しながらAWにも対応していく工夫も必要となる。

社会がどう動いているか

社会は変化する。動物に対する考え方も大きく変化していることに気づかなければならない。例えば、猿回し。その昔は、申年になれば、猿回しがTVで盛んに放送されていたが、ここ数年、見かけたことはない。これは、猿回しを見て不快に思う人が増えたからであり、動物に芸をさせること自体、AWに反していると思う人が多いから放送しないという事実がある。放送すれば、視聴者から多くの苦情が寄せられ、またそのスポンサーも同様にAWに配慮しない企業と思われるから。お金を払ってスポンサーになり、世間から動物虐待容認企業と思われることは、企業にとって不利益でしかない。非常にシンプルな話。もう社会が許さないんです。同じ理由で、イルカショーや

サーカスの猛獣ショーが、先進国で禁止されてきている。日本でもそう遠くない将来、昔はイルカショーとかサーカスに行けば猛獣ショーがあったんだという時が来るであろう。

そればかりか、動物園や水族館で動物を飼育するという自体にも大きな批判があり、動物が可哀そうという意見も多い。その存在意義に疑問がつく中、1980年国際自然保護連合(IUCN)で、動物園や水族館は「種の保存、遺伝子の多様性の保存、また環境学習の面で貢献できる。」とし「野生動物を飼育・展示するための原則と勧告」を明らかにした。具体的には、野生動物の飼育は、科学的な飼育基準に基づく良好な飼育管理と計画的な繁殖によって「種の保存」に貢献する。野生動物の展示は、丹念に用意された教育計画に基づき、その展示種が生態系の中で果たす役割を理解させるものでなければならぬとされ、その概念の元、日本国内の施設でも大きな改善がなされている。

すなわち、昔ながらの箱型のケージ飼育(形態展示)から、動物の環境に配慮した環境エンリッチメントの提供に努めた飼育形態へと変更されている。動物の本来の生息域を模したような環境を再現した飼育場所を整備して動物を展示するという生態展示や、旭山動物園に代表されるような本来の行動ができるように配慮した行動展示に代わってきている。

SDG's(持続可能な開発目標)は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、環境と動物(生物の多様性)との密接なつながりも示されている。目標12に、「つくる責任・つかう責任」持続可能な生産と消費の確保が挙げられている。これは、商品を選ぶことで消費者の責任を果たすという考え方でもある。具体的には、商品を選ぶときに地球環境やAWなどに配慮した認証ラベルを見て積極的に購入することで、1人1人の責任を果たすということである。

AW対応食品がブランド化され、星の数でAWの達成度を評価したオランダのベターレーベン認証(図1)、家畜分野では遺伝子組み換えやクロー

ン動物の禁止、成長促進剤禁止や動物の健康(福祉)に配慮したEUのオーガニック認証、ケージレスで広い空間で飼育されているなどAW商品であることを示す英国のRSPCAアシュワート(旧フリーダムフード)(図2)など様々な認証があり、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳などの畜産物の商品に貼られて流通している。消費者は、一目でAWに配慮した商品であることが分かる。



図1 ベターレーベンマーク
鶏肉などの商品に表示されており、星の数で動物福祉へのレベルを評価している。図は★3つ。



図2 RSPCA(王立動物虐待防止協会)の食品に対する認証であり、飼育環境から処理過程などすべての段階でのAWを評価している。鶏肉や鶏卵などの商品に表示されている。

日本でも、日本ハムは2030年までに妊娠ストールを廃止すると発表し、官公庁などに食堂を展開する業界大手のニッコクトラスト社は、2021年より内閣府内では、フリーケージで飼育された卵しか使用しないと宣言し大きな注目を集めている。また、前述したSDG's目標12に関連づいた「エシカル消費(倫理的な消費)」という

新しい言葉も登場し、消費者は環境や人権、AWに十分に配慮した商品やサービスを賢く選択することを推奨している。前述した認証以外にも、FSC認証(森林認証制度)やMSC認証(漁業認証)、ASC認証(水産養殖認証)など様々な分野での認証が知られており、エコラベルとして商品に表示され、イオンなど各社はそれらに配慮した商品を選択する運営を行っている。

県としてこの問題に取り組んだのが山梨県であり、乳牛、肉牛、養豚、採卵鶏、肉養鶏の飼育面積や飼育環境に関する独自のAWに関する認証制度を2021年にスタートしている。スーパーをみれば、認証までではなくても、平飼いななどAWに配慮した商品が多く販売されていることに気づかされる(図3)。



図3 平飼いを謳う鶏卵、国内でもAWに配慮した様々な商品が販売されている

地球温暖化、海洋汚染、廃プラの問題などの環境問題がすでに我々の日常を変えている。レジ袋の有料化やエコバックは当たり前、CO2削減のために自動車でも脱エンジンが鮮明になるなど、意識しているしていないにかかわらず、環境に配慮した社会、エシカル消費が当たり前の世界になってきている。AWの実行も待たなしの状況であり、これらへの対応、決断が遅れるとその業界や企業はかなりの苦戦を強いられる。

地場の企業であれば鳥取県から撤退することはないかもしれないが、全国的な企業であれば、AWに対応する新施設が必要となった場合には、必

ずしも鳥取県に立地するとは限らないという危険性も認識すべきである。鳥取県は畜産物のブランド力が弱いと言われ、実際には良質な肉牛を生産していても消費者への販売までにはなかなか結びつかない。エシカル消費、動物の福祉に対応した畜産物を提供するというのは1つの大きな強みになる時代になっている。各団体や企業はもとより、鳥取県としてもブランドイメージの構築のためにAWに県を挙げて是非対応してもらいたい。そうすることで企業側にも鳥取県に立地するメリットもでてくる。AWはコストがかかる面があるかもしれないが、どこかで考え方を切り替えていく必要がある。AWに対応すれば、病気の罹患率も減少し、生産性が上がる面もあることはいうまでもない。

AWは時代と共に変化し、今後益々動物側に立った考えが一般化することを忘れてはならない。AWは止まらない。

さいごに

日本は動物福祉、動物愛護が遅れているということをよく耳にする。確かにそうかもしれないが、動物愛護法の罰則規定を見てもらいたい。

表2にあるように、実は日本の動愛法の罰則規定はかなり厳しい。愛護動物をみだりに傷つけると5年の懲役刑または500万以下の罰金が科される。これは私の知る限り世界で最も厳しい罰則規定である。

ちなみに、人への暴行罪では、2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金。児童虐待でも、1年以下の懲役または100万円以下の罰金である。単純には比較できないが、動物の虐待は、人のそれより罪が重いととることができる。

日本は、決して動物の虐待に関して寛容な国ではないことが、この法律からわかる。

表2 動物愛護法の罰則

愛護動物*をみだりに殺したり傷つけた者	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
愛護動物*をみだりに虐待した者 愛護動物*を遺棄した者	100万円以下の罰金又は1年以下の懲役
無許可で特定動物を飼養保管した者	6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金
無登録で第1種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金
無届で第2種動物取扱業を営んだ者	30万円以下の罰金
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金

*愛護動物とは、すべての牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるを指し、上記以外でも人に飼われている哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物である(実験動物や産業動物も含む)。

ちなみに人だと

暴行罪：2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
 傷害罪：人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 殺人罪：死刑又は無期若しくは5年以上の懲役
 児童虐待：1年以下の懲役または100万円以下の罰金
 虐待死：保護責任者遺棄致死罪については3年以上20年以下の懲役

令和3年度 食鳥検査結果

1. 食鳥検査羽数

3処理場合計で20,165,499羽であり、前年度より699,381羽の増であった。

米久おいしい鶏株式会社、名和食鶏有限会社及び株式会社大山どりにおける各処理場毎の検査羽数は表1のとおりであった。各処理場とも対前年比増であったが、名和食鶏有限会社においては1.7倍、株式会社大山どりでは6.8倍の増加で、3処理場全体では前年度より3.6%の増加であった。

表1 処理場別検査羽数

	検査羽数	前年比
米 久	9,946,333	100.9%
名 和	707,942	101.7%
大 山 どり	9,511,224	106.8%
合 計	20,165,499	103.6%

2. 廃棄処分状況

検査結果に基づく解体禁止、全部廃棄及び一部廃棄の各処分状況は表2のとおりであった。

表2 処分状況

	処分羽数	検査羽数処分率
解体禁止	85,169	0.42%
全部廃棄	205,218	1.01%
一部廃棄	349,556	1.73%
合 計	639,943	3.17%

解体禁止・全部廃棄の内訳は図1のとおりで、多いものから削瘦・発育不良、腹水症、大腸菌症、

放血不良、変性、炎症、敗血症、その他(出血、外傷、腫瘍、湯漬過多、黄疸)の順であった。昨年度に比べ大腸菌症は約6割、敗血症は5割減少したものの、腹水症は約2.2倍、削瘦・発育不良は約1.2倍増加した。

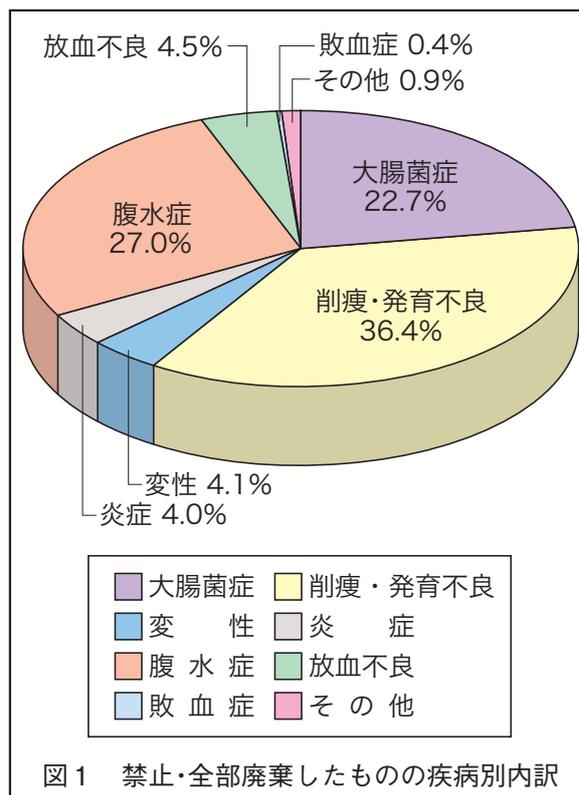


図1 禁止・全部廃棄したものの疾病別内訳

一部廃棄の疾病別内訳は図2のとおりで、昨年とほぼ同様な状況であった。

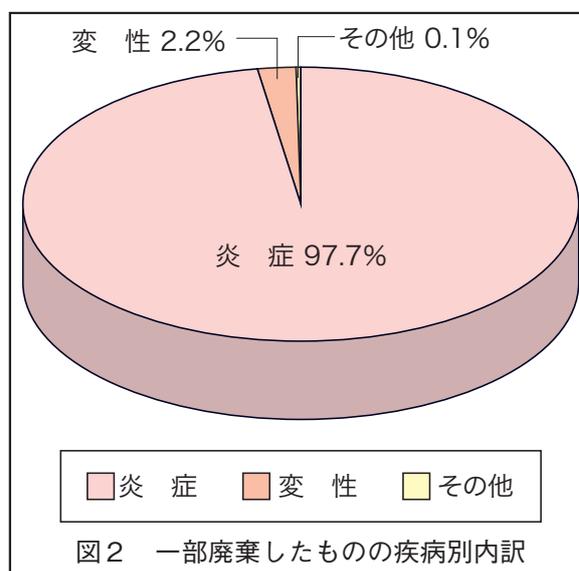


図2 一部廃棄したものの疾病別内訳

最近5カ年間の検査結果(平成29年度～令和3年度)

1. 処理羽数

前述のとおり令和3年度の食鳥検査羽数は20,165,499羽であり、前年度より699,381羽の増であった。前年度の検査羽数を更新し、過去5年間で最も多い羽数であった。

表1 年度別検査羽数等 (羽、%)

区分	検査羽数	処分実羽数		解体禁止羽数		全部廃棄羽数		一部廃棄羽数	
		羽数	割合	羽数	割合	羽数	割合	羽数	割合
平成29年度	17,839,158	755,530	4.24	80,057	0.45	171,722	0.96	503,747	2.82
平成30年度	18,905,381	797,800	4.21	94,414	0.49	234,378	1.23	469,008	2.48
平成31年度	19,398,723	818,140	4.21	97,725	0.50	261,892	1.35	460,523	2.37
令和2年度	19,466,118	724,262	3.72	74,748	0.38	262,038	1.35	387,476	1.99
令和3年度	20,165,499	639,943	3.17	85,169	0.42	205,218	1.01	349,556	1.73

2. 廃棄状況

解体禁止・全部廃棄処分の大半は腹水症、大腸菌症及び削瘦・発育不良によるものであり、例年どおりであった。大腸菌症が約1割減少したのに対し、腹水症は約2倍前年度より増加した。両疾病とも、生産農場での衛生管理の徹底が望まれた。

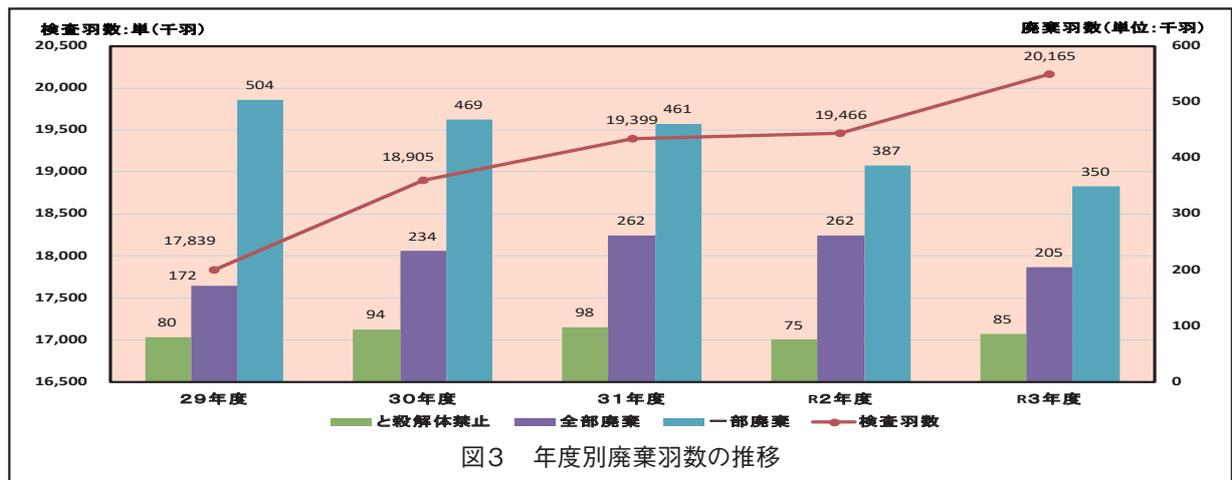


図3 年度別廃棄羽数の推移

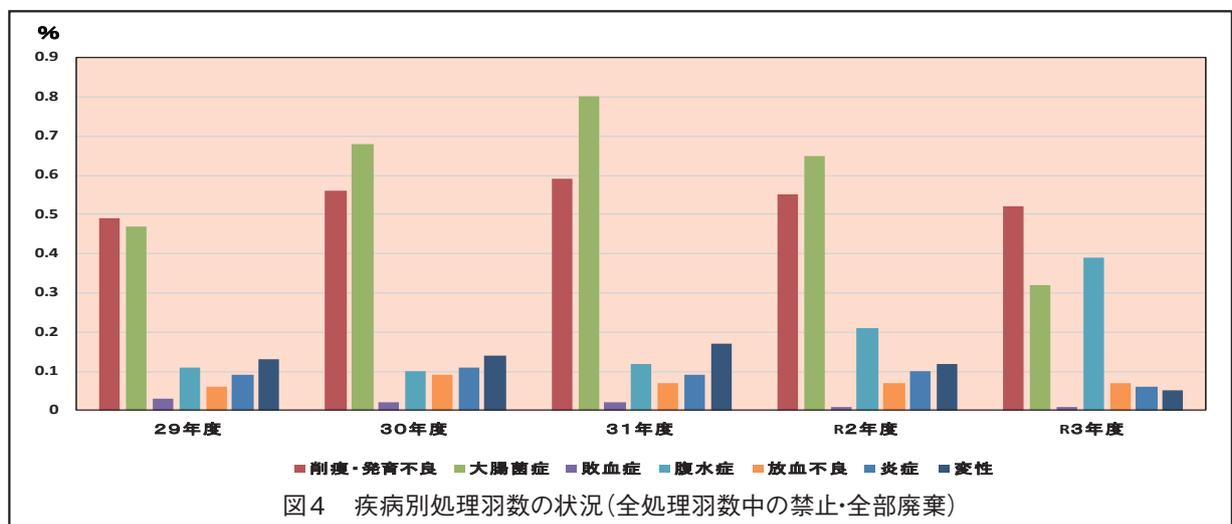


図4 疾病別処理羽数の状況(全処理羽数中の禁止・全部廃棄)

令和3年度 事業活動の概要

1 令和3年度収入・支出の状況

(単位：円)

	科 目	決 算
経常収益	検査手数料	66,994,979
	その他	3,352,505
	計	70,347,484
経常費用	検査事業費	67,004,405
	広報啓発事業費	613,160
	その他	1,888,933
	計	69,506,498
経 常 増 減 額		840,986

2 活動状況の概要

- (1) 理事会4回(第85回・第86回・87回・88回)、評議員会1回(第19回)を開催した。
- (2) 「食鳥検査だよりNo.36」を発行し、各処理場・関係機関等に配布して食鳥検査事業の普及・啓発を行った。
- (3) 地元新聞に事業広告を8月と12月の2回掲載し、食鳥検査事業と検査済み鶏肉の安全性について情報発信を行った。
- (4) 各処理場において、疾病診断技術の研修会を開催し、技能の向上や新しい知識の習得を図った。
- (5) 鳥取大学農学部獣医学科学生インターンシップ、県立米子南高等学校生活文化科等の実習に併せ、「食鳥処理と食鳥検査」について講演や啓発パンフ等の配布を行った。

3 令和3年度精密検査状況 (3処理場合計)

令和4年3月31日現在

診 断 名	検体数	検 査 件 数				前年同期 検体数
		細菌検査	組織検査	理化学検査	合 計	
マレック病	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症	1	2	0	0	2	0
大腸菌症	17	34	0	0	34	2
敗血症	6	12	0	0	12	134
変性	0	0	0	0	0	46
出血	0	0	0	0	0	0
炎症	0	0	0	0	0	0
腫瘍	0	0	0	0	0	0
その他	2	4	0	0	4	0
合 計	26	52	0	0	52	182

※「その他」は腹水症 他

(公財)鳥取県食鳥肉衛生協会人事

協会役員 (令和4年7月1日現在)

評議員長	井上 約	評議員	福井 晃
評議員	望月 進	評議員	河本 順子
評議員	竹本 佐代子		
理事長	高島 一昭	副理事長	伊藤 壽啓(新任)
常務理事	長谷岡 淳一	理事	野津 あきこ
理事	田中 将	理事	山田 恭子
理事	木下 尚		
監事	小畑 正一	監事	川口 剛敏

協会職員 (令和4年4月1日現在)

事務局長(兼任)	長谷岡 淳一	書記	黒田 直子
東伯班長	野田 一臣	検査専門員	栗原 昭広
		検査専門員	石井 亮(新採)
名和班長	米田 靖生		
淀江班長	松本 康右	検査専門員	田中 啓子
		検査専門員	元木 雅子

表紙の写真

題名 「米子城本丸石垣」(西側からのビュー)

写真提供：(一財)米子市文化財団 米子市文化ホール 館長 岡 雄一 氏

撮影時期：2021年10月21日 撮影場所：水手郭(通称)

米子城は、天守から望む360° 遮るもののないパノラマ眺望と、天守台、四重櫓などの重層的な石垣の景観が見どころです。通称水手郭から本丸の石垣を見るとそのスケールを実感できます。天守まで約15分。この素晴らしい最強の絶景をぜひ現地で体感してください。(岡 氏談)

特集

アニマルウェルフェアをめぐる最近の動向

近年、諸外国では動物愛護ではなく動物福祉(アニマルウェルフェア：AW)という考え方が、愛玩動物だけでなく産業動物においても広く広まりつつあり、我々の業界においても無視できない状況になっていくと考え、AWに関する認識を深めるため特集としました。

編集後記

今回取り上げた特集のAWに関する話題は私たち業界におけるホットな話題と言えますが、巻頭写真で紹介した米子城は地元だけでなく全国でも話題となっており、今年の正月NHKで放送された「最強の城スペシャル」でも「最強の絶景」が望める城、として紹介された、まさにホットな城です。城と言えば石垣、と言う独断から今回は最強の絶景には少し及ばなかったかもしれません。快く写真を提供していただきました岡 雄一館長に深謝いたします。

食鳥検査だより No.37

(令和4年7月1日発行)

公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会
〒689-3203

鳥取県西伯郡大山町小竹1291-7

TEL 0859-54-4133

FAX 0859-54-4137

Eメールアドレス office@shokucho.org

ホームページ <http://www.shokucho.org>